平成２６年（フ）第９５８号
大阪市天王寺区北河堀町７番13号
破産者　有限会社グロ―アップ
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３４号
大阪府東大阪市池島町８丁目１番33号
破産者　株式会社東西電気工事
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３８号
大阪市東淀川区東中島１―20―12、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市山田南52番26号
破産者　株式会社アクツレイシ―ド
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１００号
大阪府豊中市今在家町14番７号
破産者　株式会社信和技研
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４２号
大阪市淀川区新北野２丁目４番23―203号
破産者　株式会社テイク
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地
破産者　株式会社Ｍ＆Ｓマ―ケティング
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５号
熊本市中央区新市街１番11号
破産者　有限会社東雲屋金吾
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
東京都小平市仲町171番地トランプハウス２―203号
破産者　笹本　雅彦
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０４号
東京都八王子市明神町３丁目26番10号土屋ビル605号
破産者　山口　順子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５０６号
愛知県刈谷市一色町３丁目10番地５
破産者　有限会社シャロン
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
兵庫県尼崎市次屋３丁目１番15号
破産者　日新工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８２９号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　19棟204号
破産者　大川　信二
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７号
福岡市東区馬出２丁目２番43―307号
破産者　村上輝昭こと原輝昭こと　村上　義昭
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目９番６号ユニヴェール201号
破産者　村井　　要
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００３号
福岡県筑紫郡那珂川町仲２丁目１番30号
ヴィレッヂロ―デンⅡ202号
破産者　古賀　康平
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２６号
福岡県春日市下白水北３丁目36番地ファミ―ルｙｏｕ107号
破産者　長柄　忠弘
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1318番地１　ハイツ桜木202
破産者　野村商店こと　野村　敏雄
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1318番地１　ハイツ桜木202
破産者　野村タカ子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８７７号
福岡市東区香椎台３丁目１番23号
破産者　伊藤　美里
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６４４号
東京都葛飾区金町３丁目36番４―204号　金町パ―ク・ホ―ムズ、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区平尾２丁目８番33―701号
破産者　佐々木　孝
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部